

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月30日

施設名：南アルプス市健康福祉センター  
(調理実習室)

本ガイドラインは、南アルプス市が示した「休館施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」に則り、南アルプス市健康福祉センターの調理実習室における新型コロナウイルス感染拡大予防策として遵守すべき事項を整理したものである。

## 1. 3密の回避

### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- (1) ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- (2) 利用者に対して、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど、定期的に換気を行うことを周知する。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 調理実習室については、調理台の使用を前提とするため最大利用人数は18人（調理台1台につき3人まで）に制限する。  
ただし、市の委嘱団体についてはこの限りではない。
- (2) 複数の貸室の予約がある場合は、開始時間、終了時間をずらし、密集が生じないようにする。
- (3) エレベーター、トイレ、ロッカールームなどにおいて、過度に人が密集する機会を減らすよう、張り紙で表示する。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 貸室利用時において、机を利用する場合は、机1脚に1人掛けとすることを徹底し、また、机を使用しない場合には、人と人との距離を前後左右1mほど開けることとする。
- (2) 近距離での会話や発声を避け、マスク着用時は最低1mの対人距離を確保する。

## 2. 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- (1) 利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は出席しないよう周知するとともに、

入室時に検温と利用前 2 週間の体調確認を行う。

(2) 利用者は、利用前に検温・体調確認を行い、利用者名簿に必要事項を記入する。

### 3. 飛沫、接触感染防止対策

#### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

(1) 利用者に対して、マスク着用での利用を徹底する。

(2) 入室時に、手指の消毒を実施する。(入口に消毒液を設置する)

#### 2 清掃・消毒の実施

(1) 利用後は、テーブル、椅子の座面や背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、ロッカー等の複数の人が触れる場所を清拭消毒、および室内の清掃をする。

(2) ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。清掃後は石けんで手を洗う。

#### 3 トイレの衛生管理の徹底

(1) 洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。

### 4. 調理実習を行う場合の感染防止対策

(1) 調理実習室に備え付けのスリッパは利用禁止とし、利用者は室内履きを持参する。

やむをえず備え付けのスリッパを利用する場合は、使用後に消毒を行う。

(2) 石鹸でのこまめな手洗いや調理器具・食器類等の洗浄・乾燥など、衛生面には十分配慮し調理実習を行う。

(3) 食器ふきん・台ふきんは持参し、使用後は持ち帰る。

(4) 手拭きタオルの共用はせず、個人のハンカチやペーパータオルを使用する。

(5) 飲食は、席を一行(机1脚に2人掛け)とし、対面での食事は避ける。

(6) 飲食前には、テーブルの清拭消毒をする。

(7) 飲食中等、マスクを外した状態での会話は避けるようにする。

(8) 回し食や回し飲みは避けるように注意喚起する。

(9) 料理は個別提供とし、大皿での取り分けによる料理の提供は行わない。

(10) 調理済みの食品は素手で触らないようにし、取り分ける場合などは手袋の着用や器具の使用を徹底する。

(11) 調理実習室を利用中に部屋の外へ出る時は、上下足履きの履き替えを徹底する。

(12) 利用の際に出たゴミはすべて持ち帰る。

## 5. 利用の制限

- (1) 利用できる者を次のように制限する
  - ①市内在住の者（個人）
  - ②市内に所在地を置く団体（市内の団体）
  - ③上記に掲げる者のほか、適当と認められる個人・団体

## 6. ガイドライン遵守の確認

- (1) 利用者はガイドラインを遵守することとし、チェックリスト（調理実習室利用者用）の各項目について確認を行う。利用後はチェックリストを提出する。
- (2) 利用者は、利用申請時に本ガイドラインを遵守する旨の誓約書を市へ提出する。

## 7. 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の記載がある利用者名簿の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、厳重に管理・保管する。
- (2) 代表者は、氏名、連絡先等を記入した利用者名簿を作成し、利用日から2週間は保管しなければならない。利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、市へ提出する。
- (3) 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、濃厚接触者等の情報提供をする。

## 誓約書

令和 年 月 日

南アルプス市 様

- 私たちは当該施設のガイドラインを遵守し、施設を利用します。
- 利用後には、チェックリスト（利用者用）を提出します。  
また、利用者名簿に必要事項を記入し、施設利用日から2週間保管します。
- 利用後は、利用した部屋等の清拭消毒を行います。
- 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに市へ報告し、利用者名簿を提出するとともに、保健所へ情報提供することに承諾します。

団体名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ (印)

## 利用者名簿（南アルプス市健康福祉センター）

令和 年 月 日

団体名： \_\_\_\_\_

良好であれば  
○を記入

No.	氏名	住所	電話番号	2週間前からの健康状態	体温
1 (代表者)					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※体調確認のため必ず記入し、利用日から2週間保管してください。提出していただく場合があります。

## チェックリスト（利用団体向け）

### 新型コロナウイルス感染拡大予防 【チェックリスト】

令和 年 月 日

施設管理者様

団体名：\_\_\_\_\_

確認者氏名：\_\_\_\_\_

南アルプス市健康福祉センター調理実習室の使用に際して、次に該当する新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むことをお約束します。

#### 利用者が施設利用を行う際の留意点

- 入室時に、検温と利用前2週間の体調確認を行ったうえで利用すること
- 利用者名簿に必要事項を記入すること（利用日から2週間保管する）
- 定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開）を行うこと
- 密集を避ける（利用人数を遵守し、十分な距離を確保する）
- 人との距離が保てるよう内容や利用方法（前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並列する、あるいは斜め後方に位置取ること）を工夫すること
- 利用の種類に関わらず、利用をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（少なくともマスク着用で1m以上）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- 密接を避ける（握手や肩をたたくなどの身体的な接触を控えるとともに利用内容も工夫すること）
- マスクを持参し着用すること（館内でやむをえずマスクの着用が出来ない場合は、人と人との距離（できるだけ2m以上）を確保すること）
- こまめに石鹸での手洗い・手指の消毒を行うこと
- 室内履きを持参し、調理実習室に備え付けのスリッパは使用しないこと
- 食器ふきん・台ふきんは持参し、使用後は持ち帰ること

- 飲食は、席を一行に配置し対面での飲食にならないようにすること。また、飲食中にマスクを外した状態での会話は避けるようにすること
- 手拭きタオルの共用や、回し食べ・回し飲みはしないこと
- 料理は個別提供とし、大皿での取り分けによる料理の提供は行わないこと
- 調理済みの食品は素手で触らないようにし、取り分ける場合などは手袋の着用や器具の使用を徹底すること
- 利用したテーブル、椅子、その他備品および必要箇所の清拭消毒、また、室内の清掃を行うこと
- 調理実習室を利用中に部屋の外へ出る時は、上下足履きの履き替えを徹底すること
- 利用の際に出たゴミはすべて持ち帰ること

#### 状況確認事項

- 本日の参加者（参加人数 \_\_\_\_\_ 人）に以下の事項に該当する者はいません。
  - ・ 本人及び同居家族が体調不良の者（例：発熱・咳・咽頭痛・だるさ・息苦しさ・嘔吐・下痢などの症状がある場合）
  - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる者
  - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者

注) 上記を遵守できない利用者に対しては、施設予約を取り消す、又は途中退場を求める場合があります